

件名	「H . . . 付 措置入院決定の通知に関する公文書の一切」の一部開示決定の件【諮問第 2 0 号】		
開示請求年月日	平成 18 年 10 月 18 日	実施機関の決定年月日	平成 18 年 10 月 30 日
実施機関(担当課)	山梨県知事(健康増進課)	決定内容	一部開示決定
特定した保有個人情報	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 7 条の規定に基づく診察の実施について(伺い)(通知)」を件名とする行政文書又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 7 条の規定に基づく診察の結果について(伺い)(通知)」を件名とする行政文書に記録されている個人情報のうち開示請求者に係るもの		
不開示部分(争いになった部分のみ)		不開示理由	
精神障害者等の発見通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況(症状)」欄に記録されている情報 ----- 措置入院に関する診断書中「診察時の特記事項」欄に記録されている情報		条例第 1 6 条第 7 号(事務事業情報)該当	
異議申立て年月日	平成 18 年 12 月 25 日	諮問年月日	平成 18 年 12 月 28 日
答申年月日	平成 19 年 6 月 18 日	摘要	
争点	精神障害者等の発見通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況(症状)」欄又は措置入院に関する診断書中「診察時の特記事項」欄に記録されている情報は、山梨県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 1 6 条第 7 号所定の不開示情報(「...地方公共団体...が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、...当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすそれがあるもの」)に該当するの否か。		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論 山梨県知事が平成 1 8 年 1 0 月 3 0 日付けで異議申立人に対して行った保有個人情報の一部開示決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の認定事実及び判断</p> <p>(1) 措置入院制度について 措置入院は、都道府県知事が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号。以下「精神保健福祉法」という。)第 2 7 条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければならぬ精神障害のために自身を傷つけ、又は他人を害するおそれがあると認めるとき、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができるとする制度である。</p> <p>(2) 精神障害者等の発見通報書について 精神障害者等の発見通報書は、精神保健福祉法第 2 4 条の規定による通報義務に基づき、警察官が都道府県知事あて提出することとされている文書である。</p> <p>(3) 措置入院に関する診断書について 措置入院に関する診断書は、精神保健福祉法第 2 7 条第 1 項の規定に基づく指定医による診察の結果及び同条第 3 項の規定に基づく職員の立会の事実を記録した文書である。</p> <p>(4) 条例第 1 6 条第 7 号所定の不開示情報該当性について 本件処分により不開示とした、精神障害者等の発見通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況(症状)」欄又は措置入院に関する診断書中「診察時の特記事項」欄に記録されている情報が条例第 1 6 条第 7 号の「...地方公共団体...が行う事務又は事業に関する情報」に当たることは明らかである。問題は、これらの情報が同号の「開示す</p>		

ることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるか否かであるが、この点については、次のとおり判断する。

ア 精神障害者等の発見通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況（症状）」欄に記録されている情報について

措置入院制度は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者を強制的に指定病院に入院させる制度である。そして、精神障害者等の発見通報書は、警察官が精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる者を発見した旨を都道府県知事に通報する文書であり、かかる文書による通報は、都道府県知事による入院措置の端緒のひとつとなる。さらに、当該通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況（症状）」欄は、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると警察官が認めるに至った、対象者の異常な挙動その他の具体的事実及び判断内容が記載される部分であり、その記載内容を参考にしつつ都道府県知事は調査を行い、入院措置に必要な指定医による診察を実施するか否かを決することとなるのである。このため、当該欄の内容は、対象者の認識や意向に沿わないものであることが多く、警察官はその内容が対象者に開示されないことを前提に、ありのままを記載しているところである。

しかるに、その記載内容が対象者に開示されることとなれば、警察官は、対象者又はその家族等の誤解や反発を恐れ、今後、ありのままを記載することを差し控えることが推認され、結果、指定医による診察の実施について、都道府県知事が適正な判断をすることが困難になるおそれのあることは否定できない。

よって、精神障害者等の発見通報書中「自傷他害のおそれがあると認められる状況（症状）」欄に記録されている情報は、これを開示することにより措置入院制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものといえるから、条例第16条第7号の「開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

イ 措置入院に関する診断書中「診察時の特記事項」欄に記録されている情報について

精神保健福祉法は、人権侵害を防止する見地から、入院措置発動の要件として2人以上の指定医の診察結果が一致していることを要求しており（精神保健福祉法第29条第2項）、このことから、措置入院に関する診断書は、都道府県知事が入院措置を発動するか否かを決する上で重要な役割を果たすものであるといえる。そして、同診断書中「診察時の特記事項」欄は、所定の診察項目以外の個別の事実又は所見等指定医の主観的要素によって左右され得る事項が記載される部分であり、指定医は、当該欄の内容が患者に開示されないことを前提に、ありのままを記載しているところである。このため、その内容が中立的立場から具体的に記載されることは、診察結果の信頼性、ひいては措置入院制度の運用の適正さを確保する上において極めて重要である。

しかるに、その記載内容が患者に開示されることとなれば、指定医は、患者又はその家族等の誤解や反発を恐れ、今後、ありのままを記載することを差し控えたり、診察そのものを躊躇したりすることが推認され、結果、入院措置の発動に当たり、都道府県知事が正確な情報に基づき的確に判断することが困難になるおそれのあることは否定できない。

よって、措置入院に関する診断書中「診察時の特記事項」欄に記録されている情報は、これを開示することにより措置入院制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものといえるから、条例第16条第7号の「開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

